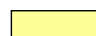


# 建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について 中間とりまとめに対する意見募集の結果

## ■ご意見件数について

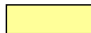
分類	人数	件数
3Rの推進に向けた横断的取組に関するご意見	6名	13件
建設リサイクルの促進に関するご意見	17名	42件
建設廃棄物適正処理の徹底に関するご意見	8名	9件
中間とりまとめに該当項目のないご意見	2名	5件
総意見数	20名	69件

## ■ご意見の要旨と事務局の考え方について

 :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

ご意見の 該当項目	ご意見の要旨	類似意見を含めた ご意見数	事務局の考え方
<b>1. 3Rの推進に向けた横断的取組</b>			
<b>(1) 発生抑制、再使用及び再生資材の利用の推進</b>			
<b>②再生使用・再生資源の利用</b>			<b>ご意見数 3件</b>
再使用・再生資材利用	再生資材の販売元、種類ごとの用途、性状等に関する情報を発信する機関が必要	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、建設リサイクル市場の育成に資する情報提供のあり方について検討してまいります。
再使用・再生資材利用	健全なリサイクル市場を形成し育成するためには、単価だけでなく質を評価することにより、パーজন材よりも多少高価でも、リサイクル製品を積極的に活用するようなインセンティブが必要	2	・ご意見の趣旨を踏まえながら、グリーン購入法の運用の徹底等により、再生資材の利用促進に努めてまいります。
<b>(2) 建設廃棄物の流れの「見える化」</b>			<b>ご意見数 5件</b>
見える化	排出事業者の自ら処理であってもマニフェストもしくはそれに準ずるもので、適正処理を行政が指導・監督できる仕組みが必要	1	・自ら処理を含め不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを電子化された情報により的確に把握する仕組みを検討することが必要であるとしたところです。ご意見を踏まえながら、今後、さらに検討が必要と考えています。
見える化	建設廃棄物の「見える化」のためには、単なる情報管理だけでなく、報告義務の強化が必要	1	・廃棄物処理法に基づき、今年度より事業者には毎年度マニフェストの交付状況の行政報告を義務づけたところであり、その活用状況をふまえて、建設廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止する方策について検討してまいります。
見える化	電子マニフェストを導入しても、リサイクル及び適正処理が推進されるわけではなく、他の対策も必要	1	・電子マニフェストについては、紙マニフェストと比較して偽造がされにくく、また記載漏れを防ぐ仕組みとなっておりますので、法令遵守などの観点から優れているものと考えております。
見える化	電子マニフェストの無料化及び利用の義務化が必要	1	・電子マニフェストに係る費用負担については、運営経費等を利用者にご負担いただいているところです。ご意見を踏まえながら、電子マニフェストの普及促進策を検討してまいります。
見える化	外壁材や複合材については、どのような建材が使われていたのか解体時に判るシステムが必要	1	・ご意見の趣旨を踏まえ、とりまとめ(案)第3章1.(2)において「使用されていた建設資材に関する情報や、建設資材廃棄物の発生から再資源化・適正処理及び再製品化・・・」等に修正いたします。

■ご意見の要旨と事務局の考え方について

 :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

ご意見の 該当項目	ご意見の要旨	類似意見を含めた ご意見数	事務局の考え方
<b>(3) 建設リサイクル市場の育成</b>			<b>ご意見 3件</b>
市場育成	優良企業の評価制度の創設だけでは不十分であり、公共工事の発注要件にする等、発注者・元請業者等の利用促進策が必要	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、優良な企業が公正かつ客観的に評価され、建設リサイクル市場の育成につながる仕組みについて検討してまいります。
市場育成	再生資材について、品質基準の制定による普及策を講ずるべき	1	・ご指摘を踏まえつつ、建設リサイクル市場の育成のための仕組みや方策について検討してまいります。
市場育成	建材メーカーでの加工に伴う残材に対しても、リサイクルとしての評価及び再利用した建材の認証・普及手法について言及してほしい	1	・ご指摘を踏まえつつ、建設リサイクル市場の育成につながる仕組みや方策について検討してまいります。
<b>(4) 分別解体、再資源化に係る情報提供</b>			<b>ご意見数 1件</b>
情報提供	分別解体及び再資源化に係る情報が適切に共有・伝達されていないことから、建設資材に含有している物質の性状や取扱注意事項等の情報を処理業者へ伝達するように、行政は排出事業者を指導・監督すべき	1	・排出事業者が廃棄物の処理を委託基準に従って委託する場合、廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を契約の中で処理業者に提供することとされています。
<b>(5) 建設リサイクル法の周知・啓発の充実</b>			<b>ご意見数 1件</b>
周知・啓発	建設リサイクル法の制度について、よりきめ細かい広報活動により周知徹底すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべきと考えています。

■ご意見の要旨と事務局の考え方について

:ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

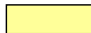
ご意見の該当項目	ご意見の要旨	類似意見を含めたご意見数	事務局の考え方
<b>2. 建設リサイクルの促進</b>			
<b>(1) 分別解体等における取組の推進</b>			
<b>① 対象規模基準のあり方</b>			<b>ご意見数 6件</b>
対象規模基準	解体工事及び新築・増築工事の対象規模要件を引き下げべき	5	・建設リサイクル法の手続きに基づき把握できる廃棄物量カバー率の向上策としては、まず現行対象工事の届出・通知率の向上を図ることが必須であり、対象規模基準の見直しについては、工事規模と不適正処理との関係や、小口廃棄物の効率的な取扱いについて検討を行ったうえで、改めて検討すべきであると考えています。
対象規模基準	請負金額のほとんどが機器購入代で、工事が小規模な場合における届出対象の判断基準の取扱いについて検討すべき	1	・工事規模が対象規模基準以上のものであれば、特定建設資材廃棄物の発生量にかかわらず対象建設工事となるため、特定行政庁への届出が必要です。
<b>③ 分別解体等時における有害物質等の取扱い</b>			<b>ご意見数 10件</b>
有害物質等	石綿、フロン類、PCB、CCA含有建材は有害性や健康への影響の程度が異なるため、一括りに記載すべきではなく、「多大な影響を与える」という表現にも疑問がある	1	・ご意見の趣旨を踏まえ、とりまとめ(案)第1章3.(1)④において、「吹付け石綿、PCB等の有害物質や、石綿含有建材やCCA処理木材等の有害物質含有資材については、分別解体等、収集・運搬及び処分において労働安全衛生法(石綿則)廃棄物処理法等の法令に基づき、適正に調査・除去等の処理が行われなければならないが、分別解体等において適正処理が徹底されずに特定建設資材廃棄物に付着・混入した場合、特定建設資材の適正な再資源化を阻害するとともに、有害物質の種類や濃度等によっては、現場作業員や周辺住民の健康に多大なる影響を与えるおそれがあるという課題がある。 また、フロン類については、分別解体等において特定建設資材の再資源化並びに現場作業員及び周辺住民の健康に影響を与えるものではないが、分別解体等において適正に回収等されず大気中に排出された場合、地球環境へ影響を与えるという課題がある。」と修正いたします。
有害物質等	CCA処理木材の分別が適正に行われていない現状では、木造家屋解体材のマテリアルリサイクルは止め、サーマルリサイクルに限定すべき	1	・CCA処理木材の取扱い方針については、建設リサイクル法基本方針の中でも示されているところであり、当該方針に基づいて適正に取扱いがなされるべきと考えているところです。
有害物質等	CCA処理木材による有害物質の混入を防止し、再生品の安全性を保証する対応技術や、識別方法、許容値および無害化の方法について明確な基準を設定すべき	1	・ご意見を踏まえながら、特定建設資材の再資源化に支障を来たす有害物質含有建材の取扱いについて検討してまいります。
有害物質等	再資源化しようとする建設資材廃棄物への有害物質の混入を防止するため分別解体や情報伝達を徹底すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、建設リサイクル促進の観点から、関係法令に基づき特定建設資材廃棄物の再資源化に支障をきたす有害物質の事前除去及び有害物質含有建材の現場分別の徹底を図る必要があると考えています。排出事業者が廃棄物の処理を委託基準に従って委託する場合、廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を契約の中で処理業者に提供することとされており、その徹底を図ることが重要であると考えています。
有害物質等	アスベスト含有建材について、事前調査と建設リサイクル法の届出のフォーマットを統一すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、特定建設資材のリサイクル促進の観点から届出に必要な内容について検証すべきと考えています。なお、石綿の事前調査や作業計画届出等の具体的な作業規定は労働安全衛生法(石綿則)で定められており、同法に基づき把握されるべきものと考えます。

## ■ご意見の要旨と事務局の考え方について

  : ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

ご意見の 該当項目	ご意見の要旨	類似意見を含めた ご意見数	事務局の考え方
有害物質等	アスベストについて事前調査が重要であり、建設リサイクル法で対応すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、特定建設資材のリサイクル促進の観点から届出に必要な内容について検証すべきと考えています。なお、石綿の事前調査や作業計画届出等の具体的な作業規定は労働安全衛生法(石綿則)で定められており、同法に基づき把握されるべきものと考えます。
有害物質等	有害物質の定義や、その調査・報告について検討し届出内容に反映すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、特定建設資材のリサイクル促進の観点から届出に必要な内容について検証すべきと考えています。
有害物質等	労働安全衛生法などの他法令間での情報提供が個人情報保護条例によらず、スムーズにできるよう法律に明記すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、行政間の情報共有等の連携がスムーズになされる方策について検討し、実施すべきであると考えています。なお、個人情報の目的外利用については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や自治体の個人情報保護条例に基づき判断されるべきものと考えます。
有害物質等	有害物質に関する情報を処理業者へ適切に伝達すべき	1	・排出事業者が廃棄物の処理を委託基準に従って委託する場合、廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を契約の中で処理業者に提供することとされています。
有害物質等	フロン入り建材の廃棄方法について詳しく記載してほしい	1	<p>・分別解体時において、フロン類は関係法令に基づき適正に処理されるべきであると考えており、その旨を記載することといたします。</p> <p>・ご意見の趣旨を踏まえ、とりまとめ(案)第3章2.(1)③において、「分別解体等に際しては、現場作業員や周辺住民の健康に多大なる影響を与える石綿等の有害物質及び当該有害物質が含有された建設資材並びに地球環境に影響を与えるフロン類等の物質について(中略) 対応策について検討を行った。現場作業員の健康保護、生活環境保全、地球環境保全及び(中略)の徹底を図るべきである。</p> <p>なお、有害物質等に係る事前届出内容の充実に関する意見や、分別解体等における有害物質等の取扱いについて(中略) 分別解体等及びその後における有害物質等の取扱いに関し、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法、フロン回収・破壊法等の他法令による規制も含めてより一層の情報提供に努めていく必要がある。」と修正いたします。</p>

■ご意見の要旨と事務局の考え方について

 :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

ご意見の 該当項目	ご意見の要旨	類似意見を 含めた ご意見数	事務局の考え方
<b>④対象建設工事の事前届出・通知</b>			<b>ご意見数 1件</b>
事前届出・通知	建設リサイクル法の届出で、アスベスト含有建材、飛散性アスベストを把握すべき	1	・石綿の事前調査や作業計画届出等の具体的な作業規定は労働安全衛生法(石綿則)で定められており、同法に基づき把握されるべきものと考えます。
<b>⑤解体工事業の登録制度</b>			<b>ご意見数 4件</b>
解体工事業登録	解体工事業者の登録要件に廃棄物処理法に係る処分の有無や定期的な講習会受講を含めるべき	2	・解体工事業の登録制度は、本来建設業許可の不要な軽微な工事のみを請け負う業者を対象としているもので、一定の欠格要件への非該当と適正な技術者の保有を確認することが適当であり実態にも即していることから、現状では規制強化を行うよりも、現行制度の遵守をより一層徹底させることが必要と考えています。今後、ご意見の趣旨を踏まえながら、解体工事業の規制の在り方について、優良業者育成等の取組や解体工事業の実態を踏まえつつ、改めて検討する必要があると考えています。
解体工事業登録	解体業者のレベルアップが必要である	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、優良業者育成の観点から、現行登録制度の徹底と併せて、業者が技術力、遵法性及び環境への取組等の情報を開示し、発注者や元請業者が自らの判断で業者を評価・選択できるような仕組みについて検討する必要があると考えています。
解体工事業登録	解体業の業種、あり方について触れていない	1	・解体工事業の登録制度は、本来建設業許可の不要な軽微な工事のみを請け負う業者を対象としているもので、一定の欠格要件への非該当と適正な技術者の保有を確認することが適当であり実態にも即していることから、現状では規制強化を行うよりも、現行制度の遵守をより一層徹底させることが必要と考えています。今後、ご意見の趣旨を踏まえながら、解体工事業の規制の在り方について、優良業者育成等の取組や解体工事業の実態を踏まえつつ、改めて検討する必要があると考えています。

■ご意見の要旨と事務局の考え方について

:ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したものの

ご意見の該当項目	ご意見の要旨	類似意見を含めたご意見数	事務局の考え方
<b>⑥分別解体等における工事内容及び費用の明確化</b>			<b>ご意見数 6件</b>
工事内容・費用明確化	排出事業者から処理業者へのリサイクルを行うための応分の費用負担を徹底すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、適正費用負担に関して、建設リサイクル法における元請業者から発注者への書面説明や契約書への記載により一層の徹底・充実を図るとともに、発注者を含む一般市民への情報提供、啓発方法について検討し、実施してまいります。
工事内容・費用明確化	一般市民に応分の費用負担を求めるためには、税制優遇措置や補助金制度が必要	1	・適正費用負担に関する発注者の理解・意識を高めることがまず重要であり、建設リサイクル法における元請業者から発注者への書面説明や契約書への記載のより一層の徹底・充実を図るとともに、発注者を含む一般市民への情報提供、啓発方法について検討し、実施すべきと考えています。
工事内容・費用明確化	廃棄物処理に係る応分の費用が処理業者に支払われるよう、元請業者は解体業者と処理業者の各々と分離発注すべき	2	・適正費用負担に関して、建設リサイクル法における元請業者・下請業者間の告知・契約が適正に実施されるとともに、適正費用負担に対する理解が深まるよう、より一層の情報提供、啓発方法について検討し、実施する必要がありますと考えています。また、対等なパートナーシップに基づく元請下請関係の確立のために、引き続き、下請取引の実態調査や指導等の取組を推進してまいります。
工事内容・費用明確化	廃棄物処理責任のある元請業者と下請業者との契約において廃棄物処理が含まれることなく、「再資源化等に要する費用」を契約書面に記載することになっている現行の規定を見直すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえ、当該規定における「再資源化等に要する費用」の扱いの明確化について検討いたします。なお、現行制度においても、元請業者と下請業者との間の契約内容に再資源化等が含まれない場合は、「再資源化等に要する費用」は「該当なし」と記載すれば良いとされています。 ・とりまとめ(案)第3章2.(1)⑥において、「なお、元請業者・下請業者間の告知については、(中略)より一層の情報提供、啓発方法について検討すべきである。また、元請業者が対象建設工事の下請業者に再資源化等を請け負わせない場合においては、元請業者・下請業者間の請負契約書面に再資源化等に係る記載内容は不要であるとの意見があったことから、当該記載内容の明確化について検討し、必要な措置を講ずるべきである。」と修正いたします。
工事内容・費用明確化	廃棄物処理に係る適正費用の定義について議論すべき	1	・廃棄物処理に係る費用については委託基準に基づき適正に委託契約の中で明らかにされるべきものであると考えます。 ・なお、排出事業者が適正な費用負担を行うよう、廃棄物の不適正処理がなされ、排出事業者がその処理委託において適正な対価を負担していない場合には、排出事業者が廃棄物処理法の措置命令の対象となることがあります。

■ご意見の要旨と事務局の考え方について

:ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

ご意見の 該当項目	ご意見の要旨	類似意見 を含めた ご意見数	事務局の考え方
<b>(2)再資源化における取組の推進</b>			
<b>①特定建設資材の指定品目及び再資源化 (石膏ボードについて)</b>			
<b>ご意見数 7件</b>			
特定建設資材 (石膏ボード)	石膏ボードの管理型処分場での処分の義務付けについては、必要な措置により硫化水素の発生抑制は可能であるとの文献もあるため、見直すべき	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的知見により、紙を除去した後でも、石膏ボードに含まれる糖類が硫化水素産生に寄与し、安定型最終処分場への埋立処分を行った場合、高濃度の硫化水素が発生するおそれがあることが明らかになったことから、廃石膏ボードから紙を除去したものについても、廃掃法施行令第6条第1項第3号イ(4)の廃石膏ボードとして取り扱うこととしております。</li> <li>なお、廃石膏ボードにつきましては、解体時の現場分別の徹底についての措置を講じるとともに、将来の特定建設資材への追加を念頭において、実態調査等の実施や関係者の協力を得ながら再資源化技術の開発や再資源化ルートの拡大、再資源化製品の需要の育成を図るなど早急に再資源化の促進にむけての必要な取組を行ってまいります。</li> </ul>
特定建設資材 (石膏ボード)	硫化水素流出を防止するため、石膏ボードを特定建設資材に追加すべき	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃石膏ボードについては、リサイクルに係る体制や技術開発が未確立であること等の課題があり、直ちに特定建設資材に追加できる状況ではありませんが、まずは解体時の現場分別の徹底についての措置を講じるとともに、将来の特定建設資材への追加を念頭において、実態調査等の実施や関係者の協力を得ながら再資源化技術の開発や再資源化ルートの拡大、再資源化製品の需要の育成を図るなど早急に再資源化の促進にむけての必要な取組を行ってまいります。</li> <li>なお、最終処分場において硫化水素が発生する問題については、廃棄物処理法に基づき適正に対応することが必要であると考えます。</li> </ul>
<b>①特定建設資材の指定品目及び再資源化 (建設汚泥について)</b>			
<b>ご意見数 4件</b>			
特定建設資材 (建設汚泥)	建設汚泥を「セメントまたはベントナイトや土粒子の細かな土砂との複合材として利用される建設資材の余剰材」と解釈し、特定建設資材に追加すべき	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設汚泥については、建設資材でないことに加え、リサイクルの受け皿やコスト競争力、環境安全性の担保などについて課題があることから、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」や再生利用指定制度の有効活用により、適正な再生利用を推進すべきであると考えています。将来の再資源化等の義務化については、再資源化に係る技術開発や施設整備の進捗状況を踏まえて検討する必要があると考えています。</li> </ul>
特定建設資材 (建設汚泥)	建設汚泥の定義を明確にし、再生利用基準を明確にすべき	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設汚泥の取扱いについては、平成13年6月1日付け環境省産業廃棄物課長通知(環廃産第276号)において、利用基準については建設汚泥処理土利用技術基準にて、それぞれ定めております。</li> <li>建設汚泥については、リサイクルの受け皿やコスト競争力、環境安全性の担保などの課題があることから、ガイドラインに基づき引き続き適正な再生利用を推進するとともに、廃棄物処理法に基づく都道府県等の再生利用指定制度を活用するなど、総合的な有効利用方策の推進を検討してまいります。</li> </ul>

■ご意見の要旨と事務局の考え方について

:ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

ご意見の該当項目	ご意見の要旨	類似意見を含めたご意見数	事務局の考え方
<b>②再資源化等完了後の報告のあり方</b>			<b>ご意見数 4件</b>
完了報告	電子マニフェストは発注官庁が率先して、利用説明会を開く等前向きに取り組む旨の記述を入れるべき	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェストに関しては、公共工事の発注者である関係省庁を含む関係者による普及促進が重要であると考えております。</li> <li>・ご意見を踏まえながら、今後とも公共工事の発注者である関係省庁等に周知を図るとともに、公共工事の発注に際して普及への取組を進めてまいります。</li> </ul>
完了報告	行政への再資源化等完了報告(例えばマニフェストE票による報告)は必要であるが、リアルタイムでの追跡は過剰な設備投資を処理業者に負担させるため不要である	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨を踏まえながら、建設廃棄物の流れを「見える化」し、把握するための仕組みについては、関係者の負担が過度なものにならないよう配慮しつつ検討してまいります。</li> </ul>
完了報告	行政はマニフェストE票等の完了報告によって、廃棄物処理状況を確認し、不適正処理を摘発すべき	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニフェストについては、既に、事業者が各都道府県に毎年度の交付状況について報告を行うこととされております。</li> <li>・今後、この情報をもとに廃棄物の処理が適正に行われていることの確認を行い、適切な行政指導等を行っていくことが重要であると考えます。</li> </ul>
完了報告	再資源化等完了報告について、最終取りまとめに実効性のある具体的な手法を提示すべき(具体的な手法が見い出せないならば、引き続きの検討事項とし、次回見直し以降に導入を見送るべき)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨を踏まえながら、再資源化等完了後の完了報告のあり方については、まずは行政への報告方法、報告を行う主体及び再資源化に係る状況を把握するために必要な情報等の整理や、電子マニフェストが普及するまでの対応について検討するとともに、今後の廃棄物処理に係る措置の進展に対応した効率的な仕組みの構築について検討してまいります。</li> <li>・とりまとめ(案)第3章2.(2)②において、「そこで、発注者もしくは元請業者に(中略)電子化された情報により行政を含む関係者がリアルタイムで把握できる透明性、効率性の高い仕組みが求められる。</li> <li>その際、このような仕組みにおいては、廃棄物処理法の電子マニフェスト等、既存の仕組みを最大限活用するなど、関係者の負担が過度とならないよう効率的な運用がなされるべきである。このため、まず行政への報告方法(中略)今後の廃棄物処理に係る措置の進展に対応した効率的な仕組みの構築について検討を行ったうえで、改めて仕組みの導入について検討する必要があります。」と修正いたします。</li> </ul>



■ご意見の要旨と事務局の考え方について

:ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの

ご意見の該当項目	ご意見の要旨	類似意見を含めたご意見数	事務局の考え方
<b>3. 建設廃棄物適正処理の徹底</b>			
<b>(1) 適正処理における取組の推進</b>			
<b>② 不適正処理の防止策の実施</b>			
			<b>ご意見数 9件</b>
不適正処理の防止	全ての排出事業者に、廃棄物処理法の排出事業者責任についての専門的知識を持たせる必要がある	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、今後、排出事業者が産業廃棄物処理業者への委託による処理も含め、自らの責任において処理するという排出事業者責任が徹底されるような方策について検討を行ってまいります。
不適正処理の防止	建設廃棄物の排出事業者の定義を明確にするべき	1	・建設工事における排出事業者は、原則として元請業者とされており、特定の条件下で下請業者も排出事業者該当する場合があります。 ・ご意見の趣旨を踏まえながら、今後、排出事業者責任が徹底されるような方策について検討を行ってまいります。
不適正処理の防止	電子マニフェストを義務化すべき	4	・ご意見を踏まえながら、電子マニフェストの普及促進策を検討してまいります。
不適正処理の防止	不適正な分別解体や再資源化に対する罰則を強化すべき	1	・ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
不適正処理の防止	公共工事発注者も廃棄物適正処理の確認ができるようにすべき	1	・現行制度において、発注者への再資源化完了報告が対象建設工事の元請業者に義務づけられており、適正な再資源化等が行われたことを確認することが可能な制度となっております。
不適正処理の防止	不適正処理を行った排出事業者等の公表を行うべき	1	・行政処分を発出した場合には、個人情報保護条例等に留意した上で、その内容を積極的に公開されたい旨を環境省から各都道府県等廃棄物所管部長宛に通知しております。
<b>中間とりまとめに該当項目のないご意見</b>			<b>ご意見数 5件</b>
中間とりまとめに該当項目のないご意見	繊維くず(畳)の適正処理施設の不足を改善するよう政策誘導を図る必要がある	1	・ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
中間とりまとめに該当項目のないご意見	ガラス及び陶磁器くずについて、分別回収及び引き取り価格の実績を教えてください	1	・解体工事によって発生するガラスくず及び陶磁器くずの分別回収及び引取価格については把握しておりません。
中間とりまとめに該当項目のないご意見	瓦の広域認定状況について教えてください	1	・瓦が産業廃棄物となったものについては、陶器瓦で1件、粘土瓦で1件の広域認定業者がありますが、平成18年度の回収実績はそれぞれ0tとなっております。
中間とりまとめに該当項目のないご意見	全国的に安定型処分場と管理型処分場の数が少ない	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、今後とも引き続き適正な処理を確保するため、最終処分場の確保が図られるよう努めてまいります。
中間とりまとめに該当項目のないご意見	木造家屋解体材に代わるマテリアルリサイクル材として、安全な林地残材を利用すべき	1	・ご意見の趣旨を踏まえながら、林地残材については、今後も、適正な処理を前提として、利活用の推進を図ってまいります。建設発生木材についても、適正な再資源化を図っていくことが重要であると考えております。